

大府市スポーツ協会傷害見舞金規程

第1章 総 則

第1条 この規程は大府市スポーツ協会（以下「当協会」という）の傷害見舞金に関することを定める。

第2条 この規程にかかる事務は当協会事務局がこれにあたる。

第2章 目 的

第3条 この規程は当協会の管理下における、会員の負傷、疾病、発病、死亡に関して必要な見舞金を支払い、もって当協会活動の円滑な実施に資する。

第3章 申 込

第4条 傷害見舞金の対象となるためには、次のとおり加入申込みを行わなければならない。

- (1) 競技団体を単位として、当協会に大府市スポーツ協会傷害見舞金加入申込みを行う。
- (2) 当協会が申込書を受理した日より該当年度末まで本規定が適用される。
- (3) 年度途中の加入会員についても、第1号の加入申込みによって申込日より該当年度末まで本規程が適用される。

第4章 加 入 金

第5条 (1) 加入金の年額は1人50円とし、申込みと同時に納入する。

(2) 年度途中の申込みについては1人50円とし、申込みと同時に納入する。

(3) 加入金は返金しない。

第5章 見 舞 金

第6条 会員の負傷、疾病、死亡のうち次の条件を備えているものに対して見舞金を支払う。

- (1) 当協会の管理下で起こったもの。
- (2) 負傷、疾病の場合、5日以上の治療を要するもの。
- (3) 上記以外にあっては当協会会長、副会長、理事長に諮り認めたもの。

第6章 見 舞 金 額

第7条 負傷、疾病に対する見舞金の額は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 通院回数が3回以上5回以内を要するもの。 | 5,000円 |
| (2) 通院回数が6回以上10回以内を要するもの。 | 10,000円 |
| (3) 通院回数が11回以上15回以内を要するもの。 | 20,000円 |
| (4) 通院回数が16回以上20回以内を要するもの。 | 30,000円 |
| (5) 通院回数が21回以上を要するもの。 | 50,000円 |

2 入院の場合は1日当たり通院1回分の見舞金の額とする。

第8条 死亡見舞金の額については300,000円とする。

第7章 請 求

第9条 負傷者は傷害発生後すみやかに部長または会長を通じて当協会に報告し、完治後1月以内に治療に係る領収書等を添付のうえ大府市スポーツ協会傷害見舞金請求書（様式1。以下「傷害見舞金請求書」という。）を提出する。

第8章 支 払

第10条 提出された傷害見舞金請求書を審査し、請求者に見舞金を支払う。

第9章 会 計

第11条 この規程の会計は特別会計とし、独立採算制とする。

第12条 この規程の経費は掛金、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。

第13条 この規程の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第14条 この会計は当協会監事の監査を受けなければならない。

第15条 傷害見舞金支払い状況は、当該年度最終の理事会に報告する。

第10章 規程の変更

第16条 この規程は当協会理事会において、3分の2以上の同意を得て変更することができる。

第11章 委 任

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は昭和44年10月27日から施行する。

昭和47年3月27日一部改正

昭和49年5月 8日一部改正

昭和51年4月 1日一部改正

昭和53年3月29日一部改正

昭和57年4月22日一部改正

昭和63年4月 1日一部改正

平成16年3月 5日一部改正

平成24年4月22日一部改正

平成31年4月 1日一部改正

令和 7年4月14日一部改正

令和 8年4月14日一部改正